

第1章 方針の策定に当たって

1 方針策定の趣旨

（1）方針策定の趣旨（修正版）※これまでの取組を踏まえた市の認識を盛り込む

本市では、中長期的な展望に立って、保育ニーズへの的確な対応と計画的で効率的な運営を進めるための指針として、平成22年3月に市立保育所運営方針を策定した。しかしながら、これまでの取組状況を見ると、自ら提供する保育事業の多様化は図られているが、私立認可保育所等を利用している子ども、あるいはこれらのサービスを利用していない子どもを対象とした取組については、現実のものとして、その効果を生じるに至っていない。

このことは、今後、保育ニーズに対する提供体制の整備が進められていく中、市立保育所の存在意義及び市保育士の担うべき役割について整理が必要な状況であることを認識し、本市の子ども・子育て環境を踏まえながら、中長期的な視点での市立保育所の姿及び市保育士の人材育成に係る方針（以下「方針」という。）を策定するものである。

（2）方針の位置付け及び関連する計画等

方針は、特定の法令等を根拠として策定するものではないが、施設の扱いや市保育士の採用等を検討する際の基本となる考え方の一つである。なお、子ども・子育て支援施策を効果的に推進することを目的としていることから、旭川市子ども・子育てプランとの整合性を図りながら推進していく。

【旭川市子ども・子育てプランの概要】

- 子ども・子育て支援法、旭川市子ども条例等に基づき、本市の子ども・子育て支援施策を計画的に推進するために策定。
- 平成27年度から平成31年度までを期間としており、その後も、概ね5年ごとに策定予定。

（3）方針の期間等

方針は、市保育士に係る人材育成を内容の一つとしており、中長期的な視点での取組が必要であることから、期間等は定めない。しかしながら、関連する取組を効果的に推進するため、旭川市子ども・子育てプランの見直しに併せ、必要な修正等を行う。

第1回部会を踏まえた修正版（第2回部会において調査審議）

2 市立保育所及び市保育士を取り巻く状況

（1）これまでの取組の総括（修正版）※「市立保育所運営方針進捗状況評価書」の内容等を具体的に記載。

市立保育所運営方針（平成22年度～平成26年度）は、市立保育所の役割として、5つの役割を設定しており、これまでの取組の概要等を、本年5月に作成した「市立保育所運営方針進捗状況評価書」において、下図のように整理している。

これらの役割のうち、民間事業者等への波及を図る取組については、いずれも効果を生じるに至っていない。その要因として、これらの取組は、市保育士にとって、これまで、自らの保育所を利用している子どもと保護者のみを対象としてきた中で、意識改革等を求めるものであり、方針策定後、市保育士自らが課題認識を持ちきれなかったことと、保育行政を推進する視点での、事務職員等のサポート体制が不十分であったものと考えている。

市立保育所運営方針の内容	期間内における取組状況
1 保育の実践とアンテナとしての役割	
日常的に児童及び保護者との関わりを持つことから、保育サービスの向上に向けた具体的な方策を検討し、今後の施策に反映させるなど、効果的な保育行政を推進する政策形成のためのアンテナとして、情報収集機能の役割を担う。	旭川市子ども条例の制定等において、部内WGの一人として参加したケースなどがあるが、保育サービスの向上に向けて民間事業者と関わりを求めていくなどの取組までは至っていない。
2 先駆的取組の調査・研究及び情報を発信する役割	
大学等の関係機関と共同して、先駆的、専門的な取組の調査・研究を進めるなど、本市全体の保育の質の向上に役立てることができるよう、新たな保育プログラムやネットワークの構築に関わる積極的な提案やモデル的取組などの実践を行うとともに、そこで得た成果や情報等を発信・提供する機能としての役割を担う。	平成22年度及び平成23年度に高等教育機関と連携した取組を行い、さらに平成24年度においては、特別支援保育に関する研修等を実施し、認可外保育所への取組は行っているが、私立認可保育所等への効果を生じるに至っていない。 ・H22年度 チャレンジ保育推進事業（予算1,000千円 執行率56%） ・H23年度 チャレンジ保育推進事業（予算1,000千円 執行率44%） ・H24年度 保育所スキルアップ事業（予算500千円 執行率73%）
3 特別支援保育の拠点としての役割	
人材の養成と確保を図るとともに、対応が困難な事例についても専門性を生かした保育サービスを提供するなど、特別の支援を必要とする児童に対する適切な対応と保育の場を提供する拠点としての役割を担う。	愛育センターとの連携や特別支援保育に関する研修の実施など、部内の連携強化に係る取組と関係機関とのネットワーク化の取組を行っている。 対応が困難なケースや特定行為の必要な児童の受入に対応し、専門性を生かしたサービスを提供している。
4 子育て支援行政を推進する役割	
特別保育のようにニーズはあるものの利用者が限られていたり、コスト等の面から民間では取組が困難な保育を実施するなど、きめ細かな保育サービスの充実と提供を図るほか、子育てや保育に係る総合的な支援・相談窓口となるなど、子育て支援行政を推進する機能としての役割を担う。	ほぼ計画通り、多様な保育サービスを実施している。
5 緊急時の保育に対応する役割	
災害や新型インフルエンザ等が発生した場合、人材や施設を活用した迅速な対応と支援を行うことにより、本市における危機管理対策上の機能の一部としての役割を担う。	期間内において、全市的に緊急時の保育への対応が必要な事態は生じていない。

これらを踏まえ、同評価書において、方針の方向性を次のように整理している。

【第3章 次期方針における取組の方向性】

市立保育所運営方針に基づく取組により、多様な保育を実施し市民サービスの向上が図られてきたが、市立保育所としての役割である全市的な保育環境の充実を図る取組については、まだ十分ではない。

保育ニーズと提供体制を見ると、いずれの市立保育所が所在する地域においても、その時期は異なるものの、子ども・子育て支援新制度における給付対象施設・事業により、保育ニーズに対応できる見込みとなっている。

しかし、子ども・子育て支援施策全体を見ると、市保育士及び施設の関わりが期待できるものがあり、その中で、特に、子どもや保護者の困り感に対して民間事業者では担いきれない分野を見出し、その分野における全市的な拠点として機能を発揮していくことが、今後の市保育士と市立保育所の重要な役割であると考えている。

（2）施設の状況

各市立保育所は、いずれも新耐震基準適合施設となっており、安全確保のため速やかに大規模改修等を必要とする状況にはないが、一般的に、建築物は、建築後30年を経過すると劣化が目立つようになると言われており、特に、新旭川保育所については、引き続き、本施設を活用していく場合は、大規模改修等を検討することが必要である。

旭川市公共施設白書（平成27年4月）より抜粋

施設名	施設の概要
市立新旭川保育所	○建築年度 1981（経過年数 33年） 老朽化率 0.68 ○鉄筋コンクリート造地上2階建 延床面積 847.62㎡
市立近文保育所	○建築年度 1983（経過年数 31年） 老朽化率 0.59 ○鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 611.98㎡
市立神楽保育所	○建築年度 2008（経過年数 6年） 老朽化率 0.09 ○鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 645.68㎡

※ 経過年数は平成25年度時点での建物の経過年数

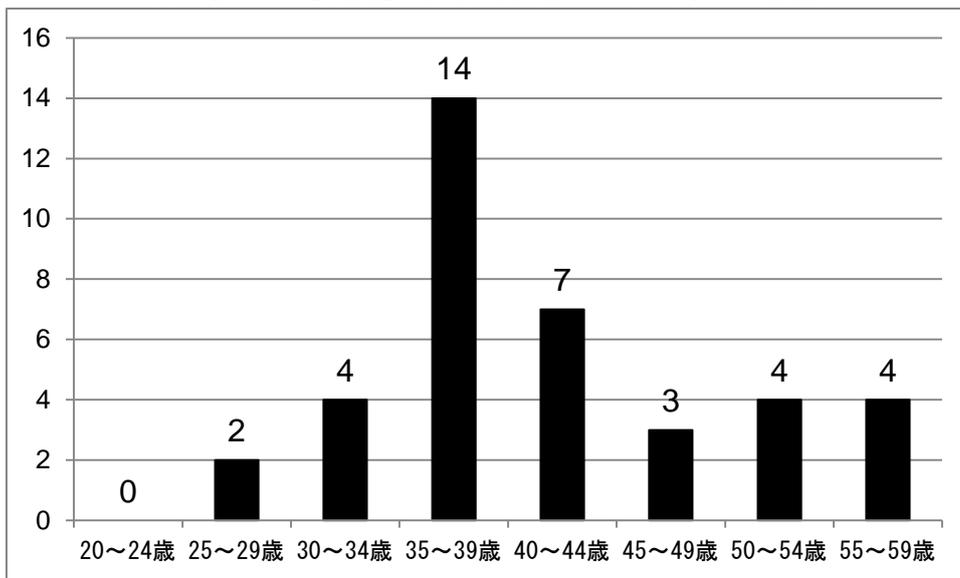
※ 老朽化率はその減価償却がどの程度進んでいるのかを示す指標で、1に近いほど耐用年数に近づいていることを示している。

（3）市保育士の状況

平成27年4月1日現在、38人の保育士が子育て支援部で勤務しており、その年齢構成を見ると30歳台後半から40歳台前半が21人（55%）となっている。

市保育士が担う業務とそのために必要な人数を整理するに当たり、年齢構成の偏りの是正を図る視点も持ちながら新規採用等の扱いを検討することが必要である。

市保育士の年齢層別の状況（平成27年4月1日現在）



（4）全ての子どもを対象とした市保育士の取組の可能性（修正版）※可能性の内容で

現在、市保育士は、市立保育所において保育の提供を行っている他、その専門性を活かし、療育の提供や相談業務等に従事している。特に、療育の提供や相談業務における経験の蓄積等を図ることにより、その能力を、保育サービスの利用有無等に関わらず、全ての子どもに対して提供していくことが可能である。

業務内容	配置している係（平成27年4月1日）	人数
保育の提供	市立新旭川保育所、市立神楽保育所、市立近文保育所	26人
療育の提供	みどり学園、わかくさ学園、こども通園センター	8人
相談業務	子育て相談係、母子保健係	2人
調整及び審査業務	こども育成係、青少年担当	2人

（5）本市の子ども・子育て環境の充実に向けた市保育士の役割

本市の子ども・子育て環境の充実に向けて、民生児童委員等の地域関係者、保育所及び幼稚園等の事業者、児童発達支援事業所等、関係者が連携しながら関連する取組を進めている。その中で、市保育士は、これらの関係者への指導、助言等を通じて、その効果を全市的なものとして波及させていくことが役割であることを意識し、施設の在り方と具体的な事業、市保育士に係る人材育成等を整理していくことが必要である。

第2章 方針の基本的な考え方

1 方針の基本的な考え方

保育ニーズをはじめとする子ども・子育て支援に関するニーズの高まりや多様化に対応していくためには、市立保育所が自ら各種サービスを提供すると同時に、民間事業者に対して積極的にノウハウを提供し、全市的な子ども・子育て環境の充実につなげていくことである。

この考え方は、市立保育所運営方針と同様であるが、本方針においては、子ども・子育て支援施策全体を踏まえつつ、ある程度、分野を特定し、取り組んでいくこととする。

2 取組の視点

（1）全市的な支援体制構築の必要性※第1回部会の意見を踏まえ今後修正

子ども・子育て支援施策の中で、就学前教育及び保育、地域子育て支援拠点事業等については、市民ニーズに対して既に民間事業者が中心となった提供体制が構築されている状況にある。

その一方、障害児等支援を要する子ども及びその保護者に対する取組については、市民ニーズへの対応を図る上で、量的な課題はもとより、保護者支援の必要性、医療機関や療育機関等と連携した取組、さらには就学後も見据えた一貫した支援体制の構築等の課題がある。

（2）市保育士の強みを発揮する※第1章2（4）と連動する形で今後修正

市保育士は、市立保育所において保育の提供に従事している他、愛育センターやこども通園センターにおいて療育の提供、子育て相談課において、医療機関等の関係機関や保健師、心理士等の各種専門性を有する職員と連携し、各種相談業務に従事している。

これらの業務により、関連する分野においてさらに専門性を深めていくことや、子ども・子育て支援施策全体を見る視点を持つことは市保育士の強みであり、今後、重点的に取り組む施策を意識し、中長期的な視点で人材育成を進めていくことにより、その強みを具体的に発揮していくことが可能となる。

（3）行政資源の効果的な活用※第1回部会の意見を踏まえ今後修正

現在、38名の市保育士がいるが、市職員数が抑制傾向にある中、市保育士について大幅に増員を図っていくことは困難である。また、3つの市立保育所について、今後、老朽化が進んでいく中、大規模改修の扱いが課題となっていく。

そのため、市保育士及び3つの市立保育所について、より効果的に機能を発揮できるように検討することが必要である。

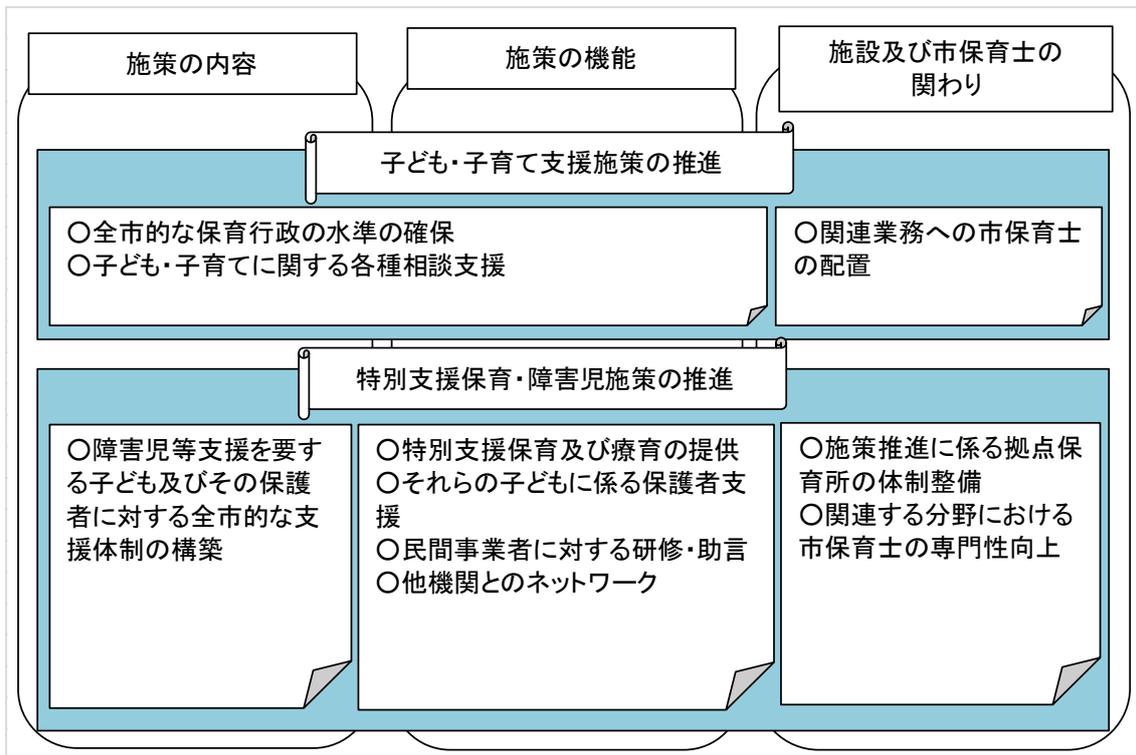
3 取組の方向性

（1）施策の整理※第1回部会の意見を踏まえ今後修正

取組の視点を踏まえ、市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る取組の方向性について、子ども・子育て支援施策全体の推進に資することを基本としながら、特に、特別支援保育・障害児施策の推進を重点とする。

なお、特別支援保育・障害児施策推進に係る拠点保育所は、施設の立地場所、老朽化の状況等を考慮し、市立神楽保育所とする。

施策の整理（イメージ）



（2）機能の整理

方針において、市立保育所及び市保育士は、重点の取組を中心とする施策において、市民に対するサービスの提供とともに、特に、民間事業者に対する研修・助言、関係者間の連携強化に係る機能の充実を図る。

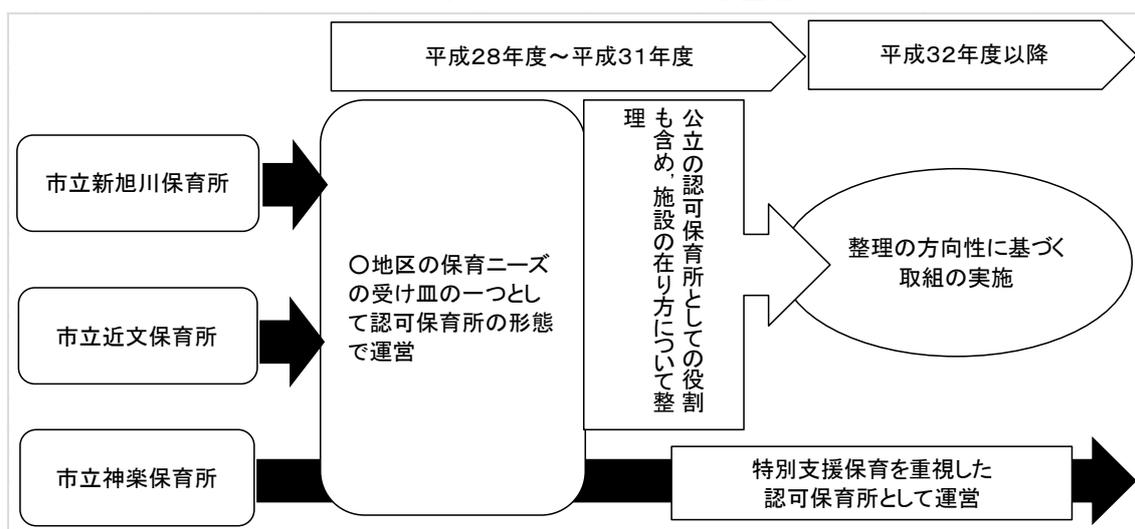
4 中長期的な視点での取組の必要性

(1) 保育ニーズと提供体制

現在、認可保育所について待機児童が生じており、その中で、市立保育所は保育ニーズの受け皿としての役割を担っている。しかしながら、今後も少子化傾向が続くことが想定されることと、旭川市子ども・子育てプランの期間内において、14か所の市立認可外保育施設が7か所の認定こども園へ移行するなど、提供体制の充実が図られる予定であるため、市立保育所における保育ニーズの受け皿としての役割が、具体的に、いつの時点で低下していくのか、現時点で明確にすることが困難な状況にある。

そのため、施策推進における拠点保育所以外の市立新旭川保育所及び市立近文保育所については、当面、認可保育所として運営しつつ、待機児童の動向を踏まえ、公立の認可保育所としての役割も含め、施設の在り方について、引き続き、検討する。

市立保育所の将来像の段階的な整理



（2）市保育士の採用、配置、習得するスキル等に係る取組の方向性（修正版）

今後、市保育士が、可能性を発揮し、全ての子どもを対象とした取組を通じて、市全体の子ども・子育て環境の充実を図っていくためには、市保育士の採用、配置する職場、習得するスキル等の考え方と取組内容を整理していくことが必要である。

これらのうち、市保育士の採用については、本市の子ども・子育て支援施策の推進を図る上で、保育士は必要であり、年齢構成の偏りの解消を図る上でも採用を検討していくが、今後は、より効果的に必要とする者を採用できるよう、確保方策等について整理することが必要である。

また、配置する職場及び習得するスキル等については、「全ての子どもに対して」という意識を明確しながら経験の蓄積が図られるよう、配置する職場ごとに習得するスキル等を整理しながら取組を重ねていくことが必要である。

なお、将来的に、市保育士が従事する業務は、現行の通常保育を中心とする内容から、相談業務や支援を要する子どもへの対する保育など、民間事業者の対応状況や制度間の狭間になっている部分を意識した内容にシフトを進めていく。

市保育士の従事する業務ごとの構成割合（イメージ）

